
平成26年第1回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成26年3月5日(水)

1. 議事日程第2号

平成26年3月5日(水) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第4号から議案第7号、議案第9号から議案第13号、議案第15号から議案第23号、議案第32号から議案第38号並びに諮問第1号)

第2 予算特別委員会の設置について

第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第4号から議案第7号、議案第9号から議案第13号、議案第15号から議案第23号、議案第32号から議案第38号、陳情1件)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第4号から議案第7号、議案第9号から議案第13号、議案第15号から議案第23号、議案第32号から議案第38号並びに諮問第1号)

日程第2 予算特別委員会の設置について

日程第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第4号から議案第7号、議案第9号から議案第13号、議案第15号から議案第23号、議案第32号から議案第38号、陳情1件)

出席議員(15名)

1 番 宿 利 忠 明

2 番 大 谷 徹 子

3 番 石 井 龍 文

4 番 廣 澤 俊 幸

5 番 中 川 英 則

6 番 尾 方 嗣 男

7 番 菅 原 一

8 番 河 野 博 文

9 番 秦 時 雄

10番 松 本 義 臣

11番 清藤一憲

13番 藤本勝美

16番 高田修治

欠席議員（1名）

15番 繁田弘司

12番 宿利俊行

14番 片山博雅

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 大蔵順一

議事係 長 小野英一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 朝倉浩平

教 育 長 秋吉徹成

まちづくり
推 進 課 長 麻生太一

税 務 課 長 帆足浩一

住 民 課 長 衛藤善生

農林業振興課長兼
農 業 委 員 会
事 務 局 長 梅木良政

会計管理者兼
会 計 課 長 本松豊美

教育総務課長 穴本芳雄

社会教育課長兼
中央公民館長兼
わらべの館館長 湯浅詩朗

副 町 長 小幡岳久

総 務 課 長 河島公司

環境防災課長兼
基地対策室長 藤林民也

福祉保健課長 江藤幸徳

建設水道課長兼
公園整備室長 平井正之

商工観光振興
課 長 村木賢二

人権同和啓発
センター所長 山本五十六

学校教育課長 米田伸一

行 政 係 長 石井信彦

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

本日の会議に欠席の届け出が提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、15番繁田弘司君、所用のため欠席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は15名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

(議案第4号から議案第7号、議案第9号から議案第13号、議案第15号から議案第23号、議案第32号から議案第38号並びに諮問第1号)

○議長(高田修治君) 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集4ページです。

議案第4号、辺地(山浦辺地)に係る総合整備計画の一部変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第4号の質疑を終わります。

議案集5ページ、議案第5号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について、質疑を行います。

参考資料は3ページです。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案集6ページ。

議案第6号、玖珠町行政組織条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案集7ページです。

議案第7号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案集10ページです。

議案第9号、玖珠町使用料条例の一部改正について、質疑を行います。参考資料9ページです。

質疑ありませんか。

8番河野博文君。

○8番(河野博文君) 8番河野です。

この玖珠町の使用料条例の野球場の使用料のことなんですけれども、たまたま九重町のほうのを調

べていましたら、小学生は無料になっているんですよね。そして、町外の方も、郡の大会とかで使用する場合は町外の人も無料というような条例があるんですよね。玖珠町の場合、これは今回野球場だけなんですけれども、多目的グラウンドにしても無料の部分が十分あるんですよ。その辺、町としてそういうところを考えられなかったのかどうか、お聞きします。

○議 長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） この総合運動公園の野球場の料金につきましては、県内7つ、それと近隣の福岡のほうの1市、全部で8市町村の金額等を出してもらってずっと検討してまいりました。野球場等につきましては、九重の分もちろん検討させていただきました。

玖珠、日田では、この野球場の観覧席を除くグレードにつきましては、一番いいグレードの野球場であるということで決定をした分、それと、区分につきましては、その中で、調べた中でいきますと、ほかの市町村ではおおむね小・中・高と一般とか、あるいはアマチュアとノンプロとかいうような形で少し使用料に差が発生しております。これについても私どもとしては検討した中で、玖珠町では区分を一応高校生以下または18歳未満と一般という区分にし、それともう一つは、町内者、町外者という区分でその料金を設定させていただきました。

この料金につきましては、同敷地内にある陸上競技場、多目的広場等との料金の比較、均衡も協議した中でこの金額に設定をさせていただいております。ただ、無料というのが、少し使用の方法によって金額に差が出てきます。町外者が倍になるとか、町内でも社会教育団体が利用する場合は2分の1になるとか、学校の関係でする場合は、例えば、特に県体前等とかになると無料になるとか、少しその中での区分に差異がありますが、今のところは無料ということには、検討としてはなっておりません。

以上です。

○議 長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8 番（河野博文君） 我々がいつも比較するのは、やはり隣の町が一番先、比較の対象となると思うんですよ。それで、町民の方も常に隣の町と比べて、玖珠町はどうだどうだというような話出てくると思うんです。また、先ほどの中で、グレードが一番いいんじゃないかなと言ったけれども、じゃ、玖珠町の場合はナイター施設がありますかと。ナイター施設はありませんよね。何を基準にグレードというか、その辺の考え方がちょっと違うところがあるんじゃないかな。

それから、やはり我々が常に求めているのは、子供のまち童話の里というイメージを常に出していつておる。そうやってきたときには、やはり小学生とかいう子供たちが使う分にはとにかく使いやすいようにする。九重町、先ほど申しましたように町外の者も、小学生が郡内でかかわる大会に関しては町外の者も無料にするというようなところがあるんですよね。

それで、やはり我々としては玖珠町も同じような考え方でいつてほしい。たまたま新しいからグレードがいいような気がするかもしれませんが、施設としてそう変わるものでもなかろうと思

いますし、その辺、もう一度検討できないかというところを、執行部の考え方をもう一度はつきり聞かせてください。

○議 長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） 野球場につきましては、まだ私どもでどういう利用がされるかという実績の数値を持っておりません。今のところはそういう想定でしております。総合運動公園に関しましては、当初、金額の設定をさせていただきましたが、その後、利用者や管理をする会社等との意見調整をしながら、昨年の中で一度、その検討委員会の中で料金を少し下げるという修正はさせていただいてしております。ですから、今後、料金につきましては、この状況を見ながら検討が必要かというふうには考えております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8 番（河野博文君） やはり本当に利用しやすいようにするというのは、利用しやすいというのはやはり経費がかからない、町民に経費がかからない、特にやはり小学生、中学生なんかにはお金がかからないような形で利用してもらうということが、やはり我々の基本じゃないかなというふうに思っております。

そこで、町長の考えだけお聞かせください。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 基本的には、社会教育課長が答えたのと基本的には同じ考えでございます。

○議 長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） ちょっと1つお聞きしたいんですが、この野球場のグラウンドの使用であります。

グラウンド（ダッグアウト・ブルペンを含む）各1時間につきという形になっております。練習の場合は1時間につきということはわかるわけですが、普通、大会等をやった場合は1試合という形になります。おおむね1時間半を1試合という形の中で運営をしていくわけですが、その下のほうに、球場内放送設備、スコアボードについては1試合につきというふうになっております。こういう練習の場合はよろしいんですが、大会の場合しかそういう放送設備も使わないわけですから、その辺を考えたときに、もう一つ、1試合につきという部分を考えられなかったのかというものをお聞きしたいと思います。

○議 長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） お答えします。

今、中川議員がもうおっしゃられたとおりであります。

野球場の使用につきましては、大体その専有する時間を1時間というふうに捉えております。これは、総合運動公園等につきましても全部1時間単位ということで、その料金に合わせております。ち

なみに、九重町は30分単位であります。

私どもとしては、このスコアボード、球場内放送施設につきましては、今、議員おっしゃられたように大会等のときしか使わないであろうということでもあります。これは、玖珠郡の野球の通常の試合が90分を超えて次の試合に進まないというような形になっております。そのために、このスコアボードや球場内の放送設備については1試合単位で計算をしております。

ただ、グラウンドについては、練習時間等も全部その使用の中に含まれますので1時間ということとしておりますが、それをすることにより、通常の練習時に、この料金を別にするることにより、少し低く使用することが可能であるということで、こういうような形の料金設定をさせていただいております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 5番中川英則君。

○5 番（中川英則君） 大会については、大会というのは、その日におおむね消化をしていくというのが大会の流れであります。途中、雷等が鳴ったときには一時中断とかというふうにしますし、雨が激しく降ったときにも中断、しかし、試合はその日に消化していこうという形になると思います。4試合、5試合ですね。それを考えたときに、1試合、1試合の値段が違ってくる形になります。その辺を考えたときには、1試合幾らかというような使用料のほうがいいんじゃないかならうか、その辺まで考えたのかお聞きしたいと思います。

○議 長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） 今、申しましたとおり、グラウンドにつきましては、その専有する時間であります。

放送設備、スコアボードについては、使用するかしらないかはそのときの利用状況によって違います。中断等もひっくるめて、スコアボード等の時間が1時間単位とかになってくると、それを超える可能性があるので、このスコアボードと放送設備については1試合単位、基本的には90分程度の料金換算ということで設定をさせていただいております。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

特に、これ常任委員会に付託いたしますので、少し問題点があれば常任委員会のほうにメモでも渡していただいて検討していただいたらどうかと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） それでは、次に、議案集12ページ。

議案第10号、玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、質疑を行います。資料集16ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページです。

議案第11号、玖珠町都市公園条例の一部改正について、質疑を行います。関係資料は17ページです。

質疑ありませんか。ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案集14ページです。

議案第12号、玖珠町社会教育委員条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。

議案第13号、玖珠町公民館の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページです。

議案第15号、玖珠町老人福祉センターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案集21ページです。

議案第16号、玖珠町森林とのふれあい施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案集22ページです。

議案第17号、玖珠町立羽田農産物共同販売施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案集23ページ。

議案第18号、玖珠町立羽田農産物加工施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案集24ページです。

議案第19号、玖珠町有機センターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案集25ページです。

議案第20号、玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案集26ページ。

議案第21号、玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案集27ページです。

議案第22号、宇戸農畜産物加工施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案集28ページです。

議案第23号、東奥山農産物共同販売施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第32号から議案第38号までの7議案は、平成26年度玖珠町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。

審査につきましては、予算特別委員会を設置し、付託いたしたいと思いますので、本日は大別して質疑を受けたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

それでは、最初に、議案第32号、平成26年度玖珠町一般会計予算について、質疑を行います。

別冊となっております。お出してください。

先ほど申し上げましたように、大別して質疑を受けますので、広範囲にわたります。質疑のある方は、ページ数と款項目、事業名をはっきり言ってから質問をお願いいたします。

まず、2ページ、第1表、歳入歳出予算から、44ページ、22款町債まで質疑を行います。

質疑ありませんか。44ページまで入を全部行きます。

(な し)

○議長（高田修治君） いいですか。

次に、45ページ、歳出、1款議会費から、133ページ、9款消防費まで質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） いいですか。

次に、133ページ、10款教育費から最後まで質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） いいですか。

それでは、全体を通して質疑を行います。いいですか。

9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 秦です。

81ページ、3款の民生費です。そこに臨時福祉給付金7,340万円とあります。この給付に関しては、段取りといたしますか、各対象者に通知をして、それで申請をして給付という形になると聞いています

けれども、その段取りはどういうふうな形になりますか、給付までの。

○議 長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 臨時福祉給付金につきましては、25年の所得に対して町民税課税か非課税かの確認になります。6月が税の確定ということになりますので、4月に給付金の制度について全世帯にご連絡をいたしまして、その後に本人さんが町民税の課税か非課税か確認をされて、非課税であれば手続をしていただくというような段取りになります。手続が終わりましたらば、本人様の口座に給付金を振り込むという形になろうかと思います。おおむね上半期で振り込みの手続を完了させたいというふうに思っております。

○議 長（高田修治君） いいですか。

ほかにございませんか。全体です。

（な し）

○議 長（高田修治君） いいですか。

では、これで質疑を終わります。

次に、議案第33号、平成26年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、別冊となっております。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号、平成26年度玖珠町簡易水道特別会計予算について、別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） ありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第35号、平成26年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について、別冊になっております。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） 12番宿利です。

現在、基金状況はどういうふうになっておるか、お聞きいたします。

○議 長（高田修治君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） ただいま宿利議員の質問であります国民健康保険の基金保有量の推移ということであります。

平成24年度末、基金残高が6,628万1,013円ということであります。25年度補正、開会日に議決していただきました補正予算の部分でありますけれども、3,703万8,897円ということであります。

以上です。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。議案第35号、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号、平成26年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について、別冊となっております。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号、平成26年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について、別冊となっております。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号、平成26年度玖珠町水道事業会計予算について、別冊となっております。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案集に戻ります。31ページです。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案並びに諮問の質疑を終結いたします。

日程第2 予算特別委員会の設置について

○議 長（高田修治君） 日程第２、予算特別委員会の設置について議題といたします。

お諮りします。

議案第32号から議案第38号までの平成26年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります7議案について、審査の付託をするため、15名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、15名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ここで、委員会構成のため暫時休憩いたします。

議員の皆さんは議員控室にお集まりください。執行部の皆さんはこのままお待ちください。

午前10時27分 休憩

△

午前10時27分 再開

○議 長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

予算特別委員会の選任を行います。

予算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名することになっております。

これから予算特別委員会委員の指名を行います。

1番議員から15番議員の15名を指名いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました15名を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条の規定により、委員会において委員の互選となっております。

委員の方々は正副委員長の選任をお願いします。

ここで暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

△

午前10時28分 再開

○議 長（高田修治君） 再開します。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長に12番宿利俊行君、副委員長に5番中川英則君が選任されました。

日程第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第4号から議案第7号、議案第9号から議案第13号、議案第15号から議案第23号、議案第32号から議案第38号、陳情1件)

○議長(高田修治君) 日程第3、これより上程議案並びに陳情の委員会付託を行います。
お諮りします。

会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、議案第4号から議案第7号、議案第9号から議案第13号、議案第15号から議案第23号の18議案については、それぞれの委員会に、議案第32号から議案第38号の7議案については予算特別委員会に審査の付託を行いたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第7号、議案第9号から議案第13号、議案第15号から議案第23号の18議案については、それぞれの常任委員会に、議案第32号から議案第38号までの7議案については予算特別委員会に審査の付託をすることに決しました。

次に、陳情1件につきましては、会議規則第92条並びに第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表のとおり、常任委員会に審査の付託を行いたと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、陳情1件につきましては、付託表のとおり、常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日6日から12日までの7日間は、予算特別委員会、各常任委員会及び議案考察のため休会としたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、明日6日から12日までの7日間は、予算特別委員会、各常任委員会及び議案考察のため休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会します。

ご協力ありがとうございました。

午前10時31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年3月5日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

署 名 議 員 宿 利 忠 明

署 名 議 員